

# 福岡県公報

平成二十年十月十五日  
第二千八百八十五号  
増刊 ①

## 目次

条 例(第二十四号・第三十号)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例 (行政経営企画課) ……………二

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改

正する条例 (人事課) ……………三

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(社会活動推進課) ……………四

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁企画調整課) ……………四

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……………五

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例 (議会議務局総務課) ……………五

福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局総務課) ……………五

議 会

福岡県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

(議会議務局総務課) ……………六

## 公布された条例のあらまし

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(総務部行政経営企画課)

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の制定に伴い、福岡県条例等の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十年十二月一日から施行することとした。  
二 福岡県職員定数条例等の一部を改正することとした。

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。  
二 福岡県職員等の旅費に関する条例の一部を改正することとした。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(新社会推進部社会活動推進課)

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、社員総会において電磁的方法により議決権を行使する場合の電磁的方法の内容等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十年十二月一日から施行することとした。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁企画調整課)

1 県立高等学校の再編により、平成十九年度から募集を停止している県立高等学校を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準が改められることにより、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関する事務を総務部の分掌事務とすることに

伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十年十二月十八日から施行することとした。  
福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局総務課)

1 議員の費用弁償の支給に当たって、費用弁償の対象となる会議を追加することとした。

2 1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 1 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局総務課)

1 政務調査費の収支報告書に領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付することを義務づけることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

2 2 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十四号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「財団法人日本ゴルフ協会」の下に「(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「財団法人福岡県職員互助会」の下に「(昭和五十九年八月一日に財団法人福岡県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第三条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

(福岡県立自然公園条例の一部改正)

第四条 福岡県立自然公園条例(昭和三十八年福岡県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)

第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(福岡県立病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県立病院の移譲に伴う特別措置に関する条例(平成十六年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「財団法人福岡県職員互助会」の下に「(昭和五十九年八月一日に財団法人福岡県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、

同項第三号中「財団法人福岡県教職員互助会」の下に「(昭和四十七年七月三十一日

に財団法人福岡県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同項第五号中「財団法人北九州市教職員互助会」の下に「昭和四十八年九月二十二日に財団法人北九州市教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第七条 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「財団法人福岡県警察職員互助会」の下に「（昭和四十七年十月十六日に財団法人福岡県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

（福岡県職員定数条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）第三条

二 福岡県公立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）第二条第二項

三 福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）付

則第三項

四 福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）第二

条第一項第一号

五 福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十七号）

第三条第一号

六 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）第十

条の三第七項

七 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）第二条第

三項

八 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六

年福岡県条例第四十二号）第四条第八号

九 福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）第三条第一号

十 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）第二条第二項第五号

十一 福岡県立病院の移譲に伴う特別措置に関する条例第五条

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十五号

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する

条例

（福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第一条第一項中「報酬月額」を「議員報酬の月額」に改める。

第二条中「ついた」を「就いた」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条及び第四条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第六条第二項中「報酬月額」を「議員報酬の月額」に、「当該報酬月額」を「

当該議員報酬の月額」に改め、同条第三項及び第五項中「報酬」を「議員報酬

に、「報酬額及び当該報酬額」を「議員報酬の額及び当該議員報酬の額」に改める。

第七条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条中「外、報酬」を「ほか、

議員報酬」に改める。

（福岡県特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第二条 福岡県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年福岡県条例第五十九号）の一部

を次のように改正する。

第二条中「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に、「当該報酬等」を「当該議員報酬等」に、「聞く」を「聴く」に改める。

(福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

第三条第二項中「福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を「福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に、「報酬が」を「議員報酬が」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福岡県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

2 福岡県職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を「福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に改める。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十六号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「第四十条第一項において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十七条第二項」を「第三十一条の八」に改め、同条第三項中「第四十条第一項において準用する民法第八十三条」を「第三十二条の三」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第三条 法第十四条の七第三項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

附則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十七号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十條の第二項の表中七の項及び八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項から七十九の項までを二項ずつ繰り上げ、八十の項を削り、八十一の項を七十八の項とし、八十二の項から九十九の項までを三項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十八号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三條總務部の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三條第一項に規定する給付金に関すること。

附則

この条例は、平成二十年十二月十八日から施行する。

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十九号

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

例

福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「代表者会議」を「福岡県議会会議規則（昭和三十一年九月議決）第八十八條第一項及び第二項に規定する協議又は調整を行うための場」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成二十年十月十日から適用する。

福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十号

福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福岡県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九條の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同條第一項中「四月十五日」を「四月三十日」に改め、同條第二項中「十五日以内」を「三十日以内」に改め、同條に次の一項を加える。

3 会派の代表者は、前二項の規定により収支報告書を提出するときは、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならぬ。

附則

第十條中「収支報告書」の下に「及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」を加える。

第十二條（見出しを含む。）中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同條に次の一項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）第七條第一項各号の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

附則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

議 会

福岡県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十年十月十五日

福岡県議会議長 貞末利光

福岡県議会告示第三号

福岡県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

福岡県政務調査費の交付に関する規程（平成十三年福岡県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条中「収支報告書」の下に「及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」を加える。

第八条（見出しを含む。）中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

様式第六号中、「~~収支報告書~~」を「~~収支報告書等~~」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の福岡県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）